いしかわ生涯スポーツ功労者表彰及びいしかわ生涯スポーツ優 良団体表彰(石川県知事表彰)実施要項

1 趣 旨

地域又は職域におけるスポーツの健全な普及・発展に貢献し、地域におけるスポーツの振興に顕著な成果をあげたスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰する。

2 審査及び決定

表彰される個人及び団体は、市町教育委員会(または、スポーツ主管部局)及び(公財)石川県体育協会、(一財)石川県レクリエーション協会、石川県スポーツ推進委員協議会、石川県勤労者体育協会、(以下、(公財)石川県体育協会等)から推薦されたものについて、審査会において選考し、その結果にもとづき知事が決定する。

3 候補者及び候補団体の推薦

市町教育委員会(または、スポーツ主管部局)及び(公財)石川県体育協会等は、 候補者及び候補団体を石川県知事あてに推薦するものとする。

4 審査及び推薦基準

- (1) 生涯スポーツ功労者
 - ① 市町等の地域又は職域において、引き続き20年以上スポーツの普及奨励の ための企画又は指導に特に尽力した者で、おおむね50歳以上の者であること。

ただし、単にスポーツ関係団体の名目的役職の地位にある者、財政的援助をしたにすぎない者、公務員等で本務としてスポーツの指導に当っている者などは含めない。

- ② 現在も熱心にスポーツを指導している者であること。
- ③ 過去において、主としてスポーツに関する功績により、県以上の表彰を受けたことのない者であること。
- ④ 職域におけるスポーツの振興に功績のある者については、職域のみならず、 地域におけるスポーツの振興にも貢献している者であること。
- (2) 生涯スポーツ優良団体
 - ① スポーツクラブ
 - (ア) 地域又は職域の○○クラブ、○○愛好会など、スポーツ愛好者が自主的に集い、集団としてスポーツ活動を継続して行っているクラブであること。
 - (イ) 会員が少なくとも10人以上であること。
 - (ウ) クラブの活動と運営が定期的、計画的、組織的に行われていること。 (活動日数は、週1回、年50回程度以上とする。)
 - (エ) クラブの活動が、その地域又は職域のスポーツ振興に貢献していると ともに、他のクラブの範たるものであること。
 - (オ) 設立後、少なくとも10年以上経過し、その実績が年々向上している

と認められるものであること。

- ② スポーツクラブ以外の団体
 - (ア) ○○市○○協会(連盟)、○○町体育協会(体育振興会)、○○会社スポーツ振興会などのように複数のスポーツクラブやスポーツ愛好者などを組織化した統括的上部団体であって、組織的にスポーツ活動を行っていること。
 - (イ) 当該団体の行うスポーツ活動が、その地域の住民又は職場の従業員の健康・体力を増進し、その生活を明るく豊かにするために貢献していること。
 - (ウ) 設立後、少なくとも10年以上経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。

5 推薦書の提出

市町教育委員会(または、スポーツ主管部局)及び(公財)石川県体育協会等は、 推薦しようとする候補者及び候補団体について、別紙様式により推薦書を作成し、 石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課まで提出する。

6 審査会の組織

審査会は、次に掲げるもので組織する。

- (1) 県民文化スポーツ部長
- (2) 県民文化スポーツ部次長
- (3) スポーツ振興課長

7 表彰

表彰は、毎年11月に石川県知事が表彰状を授与して行う。

附則

この要綱は、昭和59年10月 8日から施行する。

昭和62年 6月25日に一部改定

昭和63年 7月 8日に一部改定

平成10年 7月31日に一部改定

平成16年 7月 1日に一部改定

平成17年 5月13日に一部改定

平成18年 6月26日に一部改定

平成19年 6月 8日に一部改定

平成20年 4月 1日に一部改定

平成21年 4月 1日に一部改定

平成24年 4月 1日に一部改定

平成25年 4月 1日に一部改定

平成29年 4月 1日に一部改定

平成31年 4月 1日に一部改定